

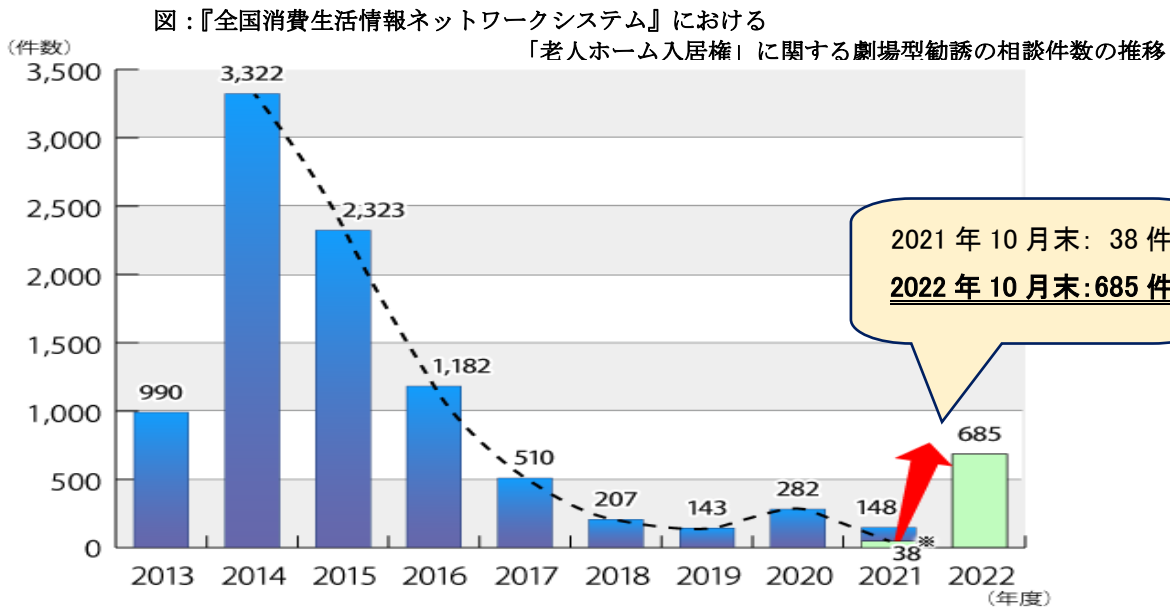
ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 63

[事務局] 稚内市消費者センター
稚内市中央4丁目16番2号
稚内市保健福祉センター2階
電話 0162-23-4133

高齢者を狙った劇場型勧誘再び!?

「老人ホーム入居権」を譲ってほしいという詐欺電話に注意!



【相談事例】

- ① 「老人介護施設の入居権を譲ってほしい」と言われた承したところ、“本人からの申し込みだと証明するために 1,000 万円振り込んでほしい”と迫られた。
- ② 「老人ホーム入居権」を他者に譲るためには 200 万円を振り込むよう言われ、“支払わないと裁判になる”と脅された。
- ③ 電話で「介護施設に入る権利がある」と言われた。次のひとに名義を譲ってと言われた承すと“1,000 万円振り込むよう”言われた。

トラブルに遭わないためのポイント

- ① 留守番電話機能や発信者番号通知を活用して心当たりのない電話に出ない!
- ② 絶対にお金は払わない!



周囲の方へ

高齢者の消費者トラブルを防ぐには周囲の方の見守りが必要です。異変に気づいたら警察や消費生活センターに相談を!

～18歳からの「君ならどうする？」～

悪質な通販サイトにご注意！

【相談事例】

40～60%割引セールを行っているネット通販サイトを見つけ、テーブルとテレビ台を注文し、クレジットカードで支払った。商品が届かないため、問い合わせしようと思ったが、電話番号の記載がなく、Webフォームやメールで連絡を取ろうとしても送信できなかった。

クレジットカード会社へは連絡したが、キャンセル手続きもできず困っている。

(20代 女性)



- ★販売価格が極端に安い ★商品説明等の日本語が不自然
- ★支払い方法が個人名義の銀行振込のみかクレジットカード決済に限定されている場合は悪質サイトの可能性があります。
- ★サイト内に事業者の名称や住所、電話番号などが記載されているか確認しましょう。
- ★支払ってしまった場合でも、クレジットカード会社が調査等に協力してくれることがあるので、できるだけ早く相談しましょう。

(情報提供:北海道立消費生活センター)

相談事例 (稚内市消費者センター)

●定期購入トラブルは全世代で増加！

【相談事例】

スマホのネット広告から商品無料送料のみ499円のフェイスパックを注文した。品物が届き同梱の書類に「次回お届け〇/〇」と書かれており、初めて定期購入と気づいた。直ぐに解約希望メールを送り、翌日事業者から解約完了と返信があった。しかし2回目の商品が届いた。解約には納品書の返送が必要だったが知らなかった。対処法を知りたい。

【対処】

「通信販売の場合、原則としてサイトに解約や返品についての特約記載があるのでその内容に従うことになる。広告や最終確認画面に特約の記載がなかったと主張するには“スクリーンショット”等の証拠がなければ難しい」と説明のうえ事業者と交渉を行った。事業者・相談者と何度かやり取りをし、2回目の商品を受取り半額支払うことで以降の解約を行う事が出来た。

困った時には、稚内市消費者センターへご相談ください。

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133・FAX 0162-23-4134



☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】：2月12日・3月12日・4月9日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

○ 相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。

◆ 稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ

電話(直通) 23-6413